

西南戦争後の大隈の財政政策

藤 村 通

明治六年九月の征韓論をめぐる深刻な政府主脳の対立と論争は、日本資本主義成立に関する劃期的道標であつたといふことができよう。すなわち、論争は外遊派を中心とする非征韓派の勝利に帰し、日本資本主義の成立を見ようしうる展望をあたえたものであつてからである。岩倉＝大久保＝大隈の路線での殖産興業政策は、国家財政の整備（地租改正、秩禄処分、予算制度の確立等々）および金融流通の整備（為替会社の整備、国立銀行条例とその改正等）とあいまつて進められていつたのである。日本資本主義確立を旗印にし、ここに新興日本の未来像を設定した大久保＝大隈＝伊藤のトリオは、しばしばいわれるように大久保独裁政権として、この基本目的に邁進したのである。したがつてこの基本目的に反対する運動や批判に対しては峻厳なる態度をもつて臨んだのである。大久保の殖産興業政策は、当時の日本の経済発展段階からみると、国民的規模からは離れた独断的で急進的なものであつた。したがつて、国民的規模に立脚すべき資本主義が逆倒した啓蒙的資本主義とならざるをえず、上からの極端な保護干渉と特権政商育成策は、国民の支持するところとはならなかつた。それはかえつて、地方ブルジョアを民権運動にまきこみ、秩禄処分によつて世界史の潮流から脱落しようとする士族の反政府運動と結びつき、その熾烈さは新政策遂行の大

きな障碍となり、そしてまた地租改正にからむ農民一揆が、大久保政権を孤立化させたのである。

こうした反政府の動きは明治六年の征韓論派のかつての政府主脳であつた西郷、坂垣、江藤、副島、後藤の下野によつて、彼等がそれぞれ反政府運動の指導者として、不平士族の主領となるにおよんで、大久保政権は最大の危機に直面したのである。この最大の危機を脱しえたのは何よりも地租軽減による農民一揆の全国的な蜂起を未然に防いだことであつた。

大久保利通は明治九年十二月二十日に、三条実美太政大臣に地租軽減建言書を提出し、木戸もまた三条に地租軽減を建言するところがあつた。このような地租軽減に対する政府主脳の動きは、明治十年一月の地租軽減の詔勅となり、農民一揆の激化を鎮静する大きな役割りを果した。⁽¹⁾

このあとに西南戦争は勃発した。農民の蜂起を阻止さえすれば、本質的に性格を異にする不平士族の反抗は大久保政権の敵ではなかつた。それは西郷派の薩摩軍が国民層から浮上り孤立したからである。剽悍勇武をもつてなる薩摩士族軍もついに農民出身者をもつて組織された鎮台兵に破られ、西南戦争は政府の勝利に帰したが、政府は容易ならぬ財政負担を担わねばならなかつた。

これまで政府は国家財政確立に腐心してきたが、佐賀の乱、朝鮮事件および台湾事件のため、思わざる出費が嵩み、そのため大隈大藏卿は国家財政確立の計画「国家理財ノ根本ヲ確立スルノ議」(明治八年)によつて、国家財政の緊縮化政策をとりはじめたとき、明治十年二月の西南戦争の勃発をみたのである。これに要した征討費総額は、四千百五十六万七千七百二十六円におよび、明治十年の經常歳出の九割強にあたる巨額であつた。戦費は従来の財政規模から調達は困難であつたから、第十五国立銀行よりの借入分千五百万円と増発紙幣二千七百万円をもつて収拾した

政府紙幣及銀行紙幣流通高表

年次	政府紙幣流通高 (第1種)	銀行紙幣流通高 (第2種)	銀行紙幣 下付在	總計
明治10年	93,835,764	11,961,327	13,352,751	119,149,843
〃 11年	119,800,475	19,618,116	26,279,006	165,697,598
〃 12年	114,190,804	16,118,116	34,046,014	164,354,935
〃 13年	108,412,369	16,528,116	34,426,351	159,366,836
〃 14年	105,905,194	13,000,000	34,396,818	153,302,012

備考 「紙幣整理始末」(明治前期財政經濟史料集成)第11巻 204頁による。
 円以下切捨。第1種政府紙幣歳入予定補填のため発行したもの、第2種
 政府紙幣は国庫出納上の一時的に発行したもの。

のである。この四千百五十万円はあらたな政府負債となつて、政府財政
 危機においこんだのである。

第十五銀行借入分千五百万円の銀行紙幣は、賊軍が第五銀行紙幣を奪
 取し、その銀行紙幣を使用するようになって、戦地における信用を失
 い、その流通の困難から、新政府紙幣の支給を政府軍は要求した。これ
 が政府紙幣増発の要因ともなつたのである。この政府紙幣が増発される
 と従来の政府紙幣の流通高九千四百万円と合して、一億二千万円とな
 るが、増発分は十五年間に交換回収することとし、紙幣を金札公債証書
 に交換希望のものは年六分利付で引換えること(明治十年十二月二十七
 日太政官布告第八十七号)としたものである。このような不換紙幣の發
 行を年次別にみると上表の通りである。

上表によると政府紙幣は明治十一年をピークとしてやゝ減少をみるが
 銀行紙幣は急増をみている。したがつて、全体としてみると不換紙幣の
 流通の縮小化は緩慢とならざるをえなかつた。それゆゑに四千万円の増
 発分が数年にわたり日本經濟を覆う暗雲にも似て、インフレ促進の要因
 として覆いかぶさつていたのである。

東京主要商品平均相場表

	明治10年	// 11年	// 12年	// 13年	// 14年
玄米(1石)	5.15	6.20	8.21	10.13	10.48
塩(1石)	1.10	1.84	1.78	2.17	1.95
薪(20貫)	0.47	0.29	0.38	0.51	0.66
水油(1石)	31.19	34.01	26.25	27.00	36.50
繰綿(6貫)	7.76	7.29	8.01	9.22	12.36

備考 「紙幣整理始末」による。(単位円)

物品輸出入高

	輸入	輸出	出(+)/入(-)超
明治9年	23,964,678	27,711,527	+ 3,746,848
10年	27,420,902	23,348,521	- 4,072,381
11年	32,874,834	25,988,140	- 6,886,693
12年	32,953,002	28,175,770	- 4,777,232
13年	36,626,601	28,395,386	- 8,231,214
14年	31,191,246	31,058,887	- 132,358
15年	29,446,593	37,721,750	+ 8,275,156

金銀輸出入高

	輸入	輸出	出(+)/入(-)超
明治9年	8,267,240	10,675,700	+ 2,408,460
10年	2,173,498	9,441,270	+ 7,267,772
11年	2,189,101	8,328,652	+ 6,139,551
12年	3,134,803	12,778,863	+ 9,644,056
13年	3,638,230	13,222,993	+ 9,584,763
14年	1,856,146	7,490,547	+ 5,634,400
15年	6,160,724	4,430,197	- 1,730,526

備考 「紙幣整理始末」附表による。(単位円)

西南戦争後の大隈の財政政策

それではおよそ四十二百万円の不換紙幣の発行はどのような影響を国民経済に与えたであろうか。「租税ノ増徴國債ノ募集等ノ手段ヲ用フルニ全ク其余地ヲ存セザリシ」ためといえ、政府財政の窮迫と国民経済を混乱に陥れたのである。前掲の不換紙幣流通高をみると、十一年をピークとして、十四年までにはやゝ減少しているが、その間に物価は大幅に騰貴した。

次表は不換紙幣の濫発による物価騰貴の動きを伝えるものである。もちろん物価騰貴の原因は不換紙幣の側からだけではない。明治十年から十四年までの商品輸出入の

事情(表参照)をみても、明治十年の四百七万二千三百八十一円、十一年には六百八十八万六千六百九十三円、十二年の四百七十七万七千二百三十二円、十三年八百二十三万一千二百十四円と輸入超過を示した。また金銀輸出入の事情(表参照)においても、輸出超過は明治十年の七百二十六万七千七百七十二円、十一年の六百十三万九千五百五十一円、十二年の九百六十四万四千五十九円、十三年の九百五十八万四千七百六十三円、十四年には五百六十三万四千四百円であつた。こうした国際収支の逆調事情は銀貨と紙幣間の格差を増大し、明治十年には平均値は銀貨一円に對して紙幣一円三銭が、十一年には一円九銭、十三年には一円二十一銭、十三年には一円四十七銭、十四年には一円六十九銭となつたのである。

大隈財政政策の基本線は国家財政の縮小化と殖産興業のために国家資金の投融資にあつたが、国家財政の縮小化は西南戦争事変処理のため空文化されたのである。健全財政を基本政策とした大隈重信大藏卿は、戦後の國民經濟の撥亂因子を切除しなければならなかつた。戦後の國民經濟の撥亂因子、すなわち「國家の破産」として朝野の最大関心事となつた悪性インフレーション、それは通貨の異状膨脹によるものであつたが、大隈大藏卿はこの克服にどのような政策をもつて臨んだのであるか。次下ここに焦点をおいて解明しようとするのが本論文の意図である。

- (1) 拙稿「明治十年の地租減額事情」茨城大学文理学部紀要(社会科学)第十号参照。
- (2) 「西南役征討費始末」(明治財政史)第三卷二四六頁。
- (3) 「紙幣整理始末」(明治前期財政經濟史料集成)第十一卷二〇五頁。
- (4) 拙稿「大藏卿大隈重信の財政經濟政策基本綱領」茨城大学文理学部紀要(社会科学)第十一号参照。

二

大隈大藏卿の西南戦争後の財政政策の基本態度は「財政四件ヲ挙行セン事ヲ請フノ議」にみられる。この建議は明治十二年六月二十七日、太政大臣三条実美に提出せられたものである。四件とは第一は地租再査、第二は儲蓄備荒、第三は紙幣消却、第四は用度の節減である。四件中もつとも主要な問題は紙幣消却であつた。

銀貨と紙幣との格差は明治六年より十一年一月までは政府紙幣流通高が増加したものの、「我國通貨需要高ノ範圍内」にあつたので、ほとんども並価に通用していた。その事情は次表が示している。

紙幣対銀貨(1円)價格

(單位円)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
明治10年	1,013	1,037	1,026	1,034	1,015	1,024	1,034	1,052	1,053	1,043	1,037	1,030	1,033
11年	1,049	1,075	1,105	1,076	1,066	1,068	1,068	1,078	1,110	1,145	1,131	1,217	1,099
12年	1,217	1,246	1,261	1,247	1,161	1,102	1,121	1,172	1,158	1,233	1,286	1,336	1,212
13年	1,365	1,389	1,439	1,549	1,373	1,367	1,378	1,387	1,489	1,651	1,686	1,695	1,477

備考 「紙幣整理始末」附表による。

右表が示すように、紙幣價格は同年二月以降漸落し、同年末は二十一錢の打歩を生じたのである。これは紙幣の増発によるものと、戦後インフレーションに随伴する投機取引がさらに紙幣価値の下落に拍車をかけたのであつた。これ

は当然予測せられたことであつたから、事変処理のための予備紙幣二千七百万円を発行する場合も、明治二十五年迄の十五年間に鈔貨に交換するか、金札引換公債証券に交換する二段構えの方策をとつたのである。すなわち、明治十二年八月二十九日の「國債償還紙幣支消概算書」が提出され、新債募集あるいは将来の募金等にも関係するので、急速な償還方法を立てておくべきことを建議し、明治十一年度より十五年度迄は各五十万円、十六年度より二十年度迄は各百万円、二十一年度より二十四年度迄は五百万円、二十五年度は五百六十六万円、三十五年度より三十七年度迄は各千九百余万円、三十八年度には二千二百五十二万余円、計一億二千五百万余円の紙幣の長期消却計画をたてたのである。この計画は同年九月四日正院の許可をえた。上述の消却額は各年度の歳入中より繰入れ、不足分は年々の準備金より償却するもので、このため、減債基金を設置し、準備金の十一年歳首繰越高の内より二千万円をこれにあて、この分で諸公債証券を買入れ、その利益をもつて年々の償還基金に充当し、内外國債と紙幣を消却しようとしたのである。「國債償還紙幣支消概算書」と「減債基金」は両々相俟つて大隈の國債および紙幣消却策であつた。

しかし、この計画を「逐次遵守施行スルノ際不幸ニシテ洋銀ノ相場非常ニ騰貴シ随テ理財財上ノ現象復々前日ニ非ザルノ時ニ際会」し、この計画は放棄せざるをえなくなつた。何故に放棄しなければならなくなつたか。第一には洋銀の騰貴である。これもすでに触れたように貿易収支が悪化し、大きく逆調を示したことによるものであつて、紙幣増発の結果は銀貨の騰貴はまた洋銀を騰貴せしめ、両者はあいまつて金銀貨と地金の輸出入において、十一年七月より十二月まで百六十八万五千五百四十円余の輸出超過となり、十二年一月より三月までに三百二十万四千五百一十円余の輸出超過となるにいたつた。これを明治五年より十二年三月までを合計すると、四千九百三十九万六千五百二円余の金銀貨および地金が海外に流出したことになる。そして、この傾向は十一年以降次第に激しさを加えた。「財政四

件」で大隈は深憂を次のように述べている。

「正金ノ存在スル原ト自カラ程度アレバ其供給豈ニ際限無カルベケンヤ、蓋シ其欠乏ヲ告クルノ日久シク漸積ノ至リ遂ニ昨年ヨリ当年（明治十二年）筆者）首ニ際シ殆ンド其極ニ達シ、随テ盛シニ洋銀ノ需用ヲ超シ、其勢力一層ノ強大ヲ加フルヤ交換ノ相場忽チ一転騰貴ノ点ニ赴ムクハ復テ理勢ノ必然怪ムニ足ルモノ無シ。此際又加フルニ投機ノ術其間ニ投入シ抑揚簸弄至ラザル所無キヲ以テシ遂ニ通常比例上ノ差価ヲ超ヘテ斯ク非常意外ノ高点ニ及フニ至レリ。是レ其原因ノ最モ重ナルモノニシテ之ヲ救済スルノ方ハ他ナシ（一再建言スル所ノ如ク）復タ務メテ道路海港等ヲ修築改良シ以テ交通運輸ノ便利ヲ興シ、農商工諸職業ヲ振起盛大ニシ、物産ノ増殖若クハ輸出ヲ謀リ或ハ外品需用ノ額数ヲ省減シ、及ヒ不利ナル海関税則ヲ改正シ得ル等、到底其根源ニ遡リ之ヲ疏通等ニ従事スルニ非ザレバ則チ不可ナリ。若夫投機ヲ制庄スルガ如キハ自カラ其方法在ル有り、既己ニ之ヲ実地ニ試験シ頗ル其成績ヲ見タリト雖モ一時ノ救済ニ係リ、未タ永遠ノ計ト為スベカラス。詰リ前段救済ノ方ヲ実施シ、多少ノ效驗ヲ収メ及ヒ遂ニ洋銀ノ勢力ヲ圧倒シ、我貿易銀ヲシテ其地位ヲ占有セシメ、因テ以テ漸次其相場ヲ規則立テ、右等投機ノ間投ニ由シ無カラシムルノ日臻ルニ非ザレバ則チ未タ充分ノ效積ヲ見ル能ハザルベシ。」⁽⁴⁾

貿易收支の不均衡が正貨の不足をもたらし、洋銀騰貴の原因であるから、根本的方策は社会資本を拡充整備して殖産興業をはかり、輸出の振興により輸入を削減すること、不平等条約にもとづく海関税則を撤廃することを強調したものである。しかし、これは当面する危機に即応するものではないので、洋銀相場の騰貴を抑制すること。このために、別に明治十二年二月六日に洋銀取引所設立の議を上申し、その主要原因を「空相場取引」にありとしその取引額は百万ドルにも達するといひ、このまま放置すればパニックを現出する状況であるから米商会所および株式取引

⁽⁵⁾

所の試験から洋銀取引所を設立すべき強調したのである。

明治十二年太政官布告第八号によつて洋銀取引所を設立し、横浜における洋銀相場取引を禁止し、洋銀相場の騰貴を抑制せんとはかつた。また同年十二月十一日には横浜正金銀行設立の議を上申し、「正貨ヲ以テ營業シ民間ニ隱匿セル正貨ヲ預リ入レ、之ニ依テ市場ニ正貨ノ供給ヲ増シ又海外為換、荷為換ノ事業ヲ開キ内外貿易ノ間ニ立チ金融ノ梗塞ヲ疏通シ正貨ノ騰貴ヲ抑ヘ」るために同行の設立をみた。また洋銀取引所のみでは洋銀の価格は抑制しえても、洋銀の我國の金銀貨支配は免かれがたいとして、「御國通用ノ金銀貨幣並古金銀地金類ノ相場ヲ洋銀同様ニ公平相立テ其定期約定並現場ノ取引売買」し、「我正当ナル金銀ノ相場」をもつて洋銀支配のため、東京、大阪株式取引所の金銀貨幣並古金銀地金銀売買取引を上願した。大隈大藏卿は「洋銀ナルモノハ一種ノ貨幣ニシテ其通用單ニ開港場ニ止ルヲ以テ他所ニ於テ其取引ヲ要セスト雖モ壹円銀ハ之ニ反シ若シ東京大阪等ニ於テ其取引ヲ許サ、ルトキハ輸出入ノ景況ニ依テ其聚散一方ニ偏局シ彼此相融通制控スルノ便ヲ欠キ」洋銀との並価通用を持統するために、横浜洋銀取引所とともに東京、大阪兩株式取引所に金銀貨幣取引を許すべきことを得策として太政大臣三条実美に伺書を提出したのである。太政官にもちろん異存がある筈はなく、同年九月二十二日の布告三十六号によつて東京、大阪株式取引所の金銀貨幣取引の許可となつた。

このような洋銀対策とともに、物価騰貴が「紙幣ノ増發ニ一層ノ妄想虚声ヲ与ヘ又為メニ洋銀物価等ニ於テ一層抑揚簸弄ノ幣患ヲ来」として、物価騰貴の原因を洋銀騰貴と正貨不足にありとし、これが対策に腐心したのである。「概算書」に示した紙幣消却は徹底的で物価の騰勢を抑えることはとうてい不可能であり、そのために前述のような洋銀対策となつたが、それでも物価を抑制しえなくなつたのである。ここにおいては紙幣消却をさらに一層徹底する

外はない。「概算書」修正の必然性を大隈は次のように述べている。

「一旦洋銀ノ騰貴セシ以來現貨ノ紙幣ト差異ノ著ルシキ日々載セテ新紙其他ニ在リ。若クハ諸人口耳相接スルヤ、自カラ世間ノ人ヲシテ異常ノ感觸ヲ起サシメ、又若干物品ノ高価ヲ目撃シ、遂ニ異口同音概シテ其原因ヲ紙幣ノ増発ニ帰シ、復タ其他ヲ顧ミルニ違アラスシテ止ムモノ所在概ネ然ルハ固ヨリ怪ムニ足ルモノ無シ。然リト雖モ奈何セシ其関係ノ及フ所動モスレバ所謂恐慌ノ禍ニ漸致シ、随テ人民中若干社会ノ生計職業ニ多少ノ妨害ヲ与へ、遂ニ一國ノ理財就中貨幣政上ノ事体ニ関スルニ至ル」⁽¹¹⁾「世々々其例ニ乏シカラザレバ、則チ此間ノ現象ト雖モ到底之ヲ忽諸ニ付スベカラザルモノアリ。」

とし、物価騰貴の原因を紙幣増発にありとする与論を無視しえず、紙幣を大幅に消却することの急務を力説しているのである。そして、「概算書」を修正することを強調したのであつた。

「財政四件」によると紙幣七百六万六千八百八十六円を本十一年度に消却し、二千万円は明治十八年度迄七ヶ年をもつて消却を完了することとし、「概算書」の修正を要望したものである。この「財政四件」の議中紙幣消却の具体案は「減債方案」といわれるもので「国債紙幣銷還方法」と名づけられた。

両者を比較すると次表のようである。

年次	国債幣紙銷却方 法 (12年9月)	国債紙幣償還概 算書 (11年8月)
明治11年	7,166,186	500,000
12	2,000,000	500,000
13	2,000,000	500,000
14	3,500,000	500,000
15	1,500,000	500,000
16	340,000	1,000,000
17	4,970,000	1,000,000
18	4,690,000	1,000,000
19	1,000,000	1,000,000
20	1,000,000	1,000,000
21	1,000,000	3,000,000
22	1,000,000	3,000,000
23	1,000,000	3,000,000
24	1,000,000	5,000,000
25	1,000,000	5,666,186
26	1,000,000	—
27	1,000,000	—
28	1,000,000	—
29	1,000,000	—
30	1,000,000	—
31	1,000,000	—
32	1,000,000	—
33	1,000,000	—
34	2,623,000	—
35	19,684,500	19,685,000
36	19,784,710	19,781,000
37	19,784,710	19,781,000
38	18,892,580	22,529,544

註 「明治財政史」第12巻 204頁 以下

両消却法をみてもわかるように「財政四件」では「概算書」の消却を大幅に上廻つたものとなつており、単なる洋銀対策をもつてしては物価騰貴を抑制しえないことを示し、紙幣消却に重点をおかざるをえないという政策認識に到達したのであつた。

さて、洋銀騰貴の対策をふりかへつてみよう。洋銀騰貴を防ぐため、明治十一年十一月二十六日発行の一元銀を貿易通貨として洋銀との並価通用とするため、横浜東洋銀行および香港上海銀行に対して、両銀行との諸取引は一元銀をもつて洋銀と同価取扱の諒解をもとめ、明治十二年九月十二日布告第三十五号をもつて、「貿易一元銀ノ俄今後税関ノ諸税及其他凡ソ洋銀ヲ以テ取引スヘキ諸勘定ノ払方ヲナス為メ之ヲ差出スルハ諸官庁ニ於テハ之ヲ洋銀ト併価ニテ受領スベキ」こと、および「人民ニ於テ凡ソ負債其他ノ払方洋銀ヲ以テ履行スヘシト結約シタル所ノ金高ヲ払フ為

メ右一円銀ヲ差出スキハ之ヲ洋銀ト併価ニテ受領スベ⁽¹⁴⁾きことを定めたのである。これはわが国の貨幣制度を複本位制にしたものであつた。さらに同年三月十一日の横浜洋銀取引所の設置、同年九月二十二日の東京、大阪株式取引所での金銀取引の許可等によつて、洋銀はじめ正貨の騰貴を抑制せんとしたのである。しかし、その結果は投機を助長するだけで、洋銀相場の高騰を抑えることはできなかつた。ここで政府は明治十三年三月二十四日大蔵省出仕川路寛堂の建議をいれて、紙幣価値回復のため政府手持の銀貨売出政策をとるにいたつた。すなはち、明治十二年四、五月ころより政府保有の銀貨二百四十万円を第二国立（横浜）、三井の二銀行を通して一般市場に売出したのである。この政府手持銀貨の放出によつて銀貨の下落がみられ、前掲表にみるように明治十二年六月には一円十銭三厘の下値を示すにいたつた。しかし、放出が緩慢となると再び騰貴ははじめ、明治十三年には一円四十三銭五厘となつたので、四、五月の頃より再び第一、第二および三井銀行を通じ、銀貨六百余万元を、また横浜正金銀行を通して十八万五千円を売出させたのである。しかし、五、六、七月には一円三十銭合に下つたものの、九月には一円四十八銭九厘となつたので、銀貨売出は廃止した。この間の売出した銀貨は九百万円⁽¹⁹⁾にもほつたが、洋銀の騰貴を抑えることはできなかつた。このように銀貨売出し策は予期したようには運ばなかつたというより、焼石に水といった失敗におわつたのである。横浜正金銀行も開業草創のことではあるし、将来に期待はされるとしても、当面の銀貨騰貴を抑えることができるものでもなかつた。

このように各種の方策によつて銀貨騰貴を抑制したが、いづれも失敗であつた。これは大隈をはじめ大蔵省が物価騰貴を正貨の不足という立場を固守し、正貨の不足は貿易の逆調にあるという認識から、紙幣整理を従とみての紙幣対策であつた。この認識に立つた大隈の政策がことごとく失敗すると、紙幣増発こそ銀貨騰貴の主原因という立場に

立たざるをえなくなり、政策観の根本的な転換となつたのである。「通貨制度ヲ改メン」ヲ請フノ議」がこれである。

- (1) 「明治財政史」第十二卷二〇三頁以下参照
- (2) 「減債基金設置之議」「準備金始末参考書」(明治前期史料)第十一卷八一頁参照
- (3) 「大隈文書」第三卷三四四頁
- (4) 「財政四件ヲ挙行セン」ヲ請フノ議」「大隈文書」第三卷三四四、三四五頁
- (5) 「明治財政史」第十一卷四〇六、四〇七頁参照
- (6) 「紙幣整理始末」前掲書二二四頁
- (7) 「東京株式取引所通用金銀貨並古金銀地金売買取引ノ願」「明治財政史」第十一卷四一〇頁
- (8) 大阪株式取引所 同上願 同右 四一一頁
- (9) 同右書 四〇八頁
- (10) 「大隈文書」第三卷三四七頁
- (11) 同 右
- (12) 「法規分類大全」第一編政体門、貨幣 I 二二〇頁「大藏省伺」参照
- (13) 同 右 二七〇頁
- (14) 同 右
- (15) 岡田俊平「明治前期の正貨政策」一二五、一二六頁参照

(16) 「明治財政史」第十二卷七五頁

(17) 同右および同書第十二卷一五三、一五四頁参照

(18) 同書第十二卷一五三、一五四頁参照

(19) 同 右

三

明治十三年二月官制改革が行われた。この改革のねらいは、大藏卿と参議の兼職を分離することであり、すでに明治八年の大藏省革運動⁽¹⁾に端を發している。しかし大久保の反対で不成立におわり、大久保と大隈の路線で財政経済政策が遂行されてきたのであつたが、大久保なきあとの大隈の政府部内での地位と実力は政府随一であつた。これは、明治十一年の大久保利通の死去以降は岩倉がもつとも大隈を信頼し、薩長派閥の調和と均衡を大隈の人物と手腕に期待したからに外ならない。しかし、大隈の参議兼大藏卿という權威は、かれの財政経済政策が國民経済および財政の安定に対して所期の成果をあげえなかつただけに、かれに対する政府部内の批判がつよくなり、このため参議と各省卿の分離となつたものである。この官制改革によつて、大隈は内閣参議専任となつた。ここで大隈は後任にもつとも信頼する佐野常民を推薦し、大藏卿佐野常民にバトンを譲つたのである。ここでバトンを佐野に譲つたといえ、財政経済政策の責任者として地位まで譲つたのではない。太政官には法制、會計、軍事、内務、司法、外部の六部がおかれ、大隈は會計と外務の最高責任者となり、とくに財政面では、大隈と佐野のコンビでさらに強力に財政改革を遂行していったのである。

「通貨ノ制度ヲ改メン」ヲ請フノ議」は参議の立場で太政大臣に提出した財政政策として注目すべきものであつた。この建議は従來の大隈の見解とは異なり、大幅に修正されているものであるから、この建議をめぐつて大隈の財政政策の轉換事情について述べよう。明治十三年の貨幣事情について大隈は、「頃日金銀ノ価直非常ニ昂上スルニ從⁽²⁾ヒ物品ノ価直モ亦タ亂動浮沈シテ定ラス、其禍害ノ及フ所將サニ測ラレサラントスルノ状勢アリ」と述べたが、明治十三年四月には銀貨一円は紙幣一円五十四錢九厘の暴騰を示したのである。この大隈の言をさらに資料によつてたしかめておこう。

明治十三、四年の銀貨價值の変動は次表の通りである。

紙幣對銀貨(一円)價格

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
明治13年	1,365	1,389	1,435	1,549	1,373	1,367	1,378	1,378	1,489	1,651	1,686	1,659	1,477
明治14年	1,728	1,746	1,774	1,795	1,620	1,625	1,628	1,629	1,690	1,734	1,692	1,695	1,698

備考 「紙幣整理始末」前掲書 204頁

これまで述べてきた物価抑制政策は、一時的には効果があつたが、それがかえつて逆反作用となつて、銀貨の投機取引を助長し、物価はますます騰貴することとなつた。物価騰貴は退職官吏、士族、教員等には生活の恐怖として映じ、政府の誤れる施策の結果とみて士族民権運動は「国会を開設するの允許を上願するの書」に集約せられた。明治十三年四月二府二十二県八万七千名の請願が行われ、そして国会開設の理由に、

「邦國の盛衰治乱は國家の財政に関する事甚多矣、然るに今日我國の如きは國債固より夥しく、紙幣頗る過多に

して、物価昂貴し、而して其勢愈益甚しからんとす、豈憂ふ可きに非ず哉、就中外債の如きに至つては事実上外國に渉る、若夫償却の道を誤るに至れば、則実に國家の存亡に關すべし、豈に憂ふ可きに非ず哉、臣等陛下と俱に之を慮らざるを得ん哉、然り而して其勢の此に至るものは、國家甚變動多く、非常事件の頻に生出せしに關するものなれば、今の計を為すものは宜しく變亂の根を医し、基本を療す可くして、而して其事は則ち國會を開設して人民の自主と愛國心を發せしめ、全國人民の心思を通じて相一致し、相合和せしむべし。」⁽³⁾

と國會開設の設立理由の一角が財政問題におかれており、政府たのむに足らずという政府に対する不信感を表明していることを見のがしてはならないであろう。『自由党史』も「政府財政の紊亂、極度に達し、民間經濟の萎靡も亦寒心すべきものあり、之がために財政攻撃の聲、一年に加はり、人民をして軼た益、國會開設の急務を感せしめ」⁽⁴⁾と述べている。当時巷間には長州出身の政商中野梧一、藤田伝三郎等の紙幣賈造嫌疑事件があり、長州出身政府高官の諸參議に關係ありとの説が流布され、大隈大藏卿の財政政策に対する攻撃は熾烈であつた。⁽⁵⁾

物価騰貴の原因は紙幣の増発によるのではなくして、貿易收支の不均衡による銀貨の騰貴という立場を堅持した大隈も銀貨價格の抑制に失敗すると民論のきびしい批判⁽⁶⁾のまゝに窮地におこまれ、ついに自説の物価騰貴貿易不均衡説をすて、根本的な通貨制度の改革を實行する決意を示すのである。これが「通貨ノ制度ヲ改メン」ヲ請フノ議」であつた。この建議は明治十三年五月（日附不明）提出された。まづ銀貨の騰貴を「其実因ノ在ル所ヲ究迹スルニ復々唯輸出入ノ不平均依稀旧ニ仍リ許多ノ正貨ヲ以テ其差ヲ補フ」今ニ至ルマテ絶ヘサルニ依ルナリ」という貿易の逆調を物価騰貴の実因であるという認識はこれまでと變つていない。しかし、紙幣については、

「維新以降本邦ハ紙幣専用ノ時世ニシテ別ニ金銀ヲ通用セリ。故ニ金銀需要ノ範域ハ単ニ貿易市上ノ一部分ニ止

り、是部分ヲ除クノ外ハ邦内ニ於テ會テ金銀ノ多少伸縮ヲ感覺スルヲ無シト云フモ可ナリ。故ニ若シ金銀ノ輸出入相ヒ平均スルノ有様ナランニハ仮令ヒ邦内ノ金銀如何ニ乏少ナリトモ需要ノ供給ニ超過スルヲ無ルヘシ。果シテ然ラハ金銀ハ紙幣ニ対シテ決シテ昂上スルヲ能ハス、紙幣ハ依然トシテ其格位ヲ保チ、邦内ニ流通シテ些少ノ障礙ヲ見サルヘシ。斯ノ如キ時世ナランニハ紙幣専用ノ制モ亦タ何ノ不可ナルヲカ有ラン。」

国内では紙幣専用であつて、金銀貨は貿易のみに使用され、したがつて国内での金銀貨の流通はないのであるから、紙幣専用には弊害はない。紙幣増発には何らの弊害をみとめてはいないのである。「紙幣通用ハ其制ノ不可ナルニ非ス、唯輸出入不平均ノ時世ニ不利ナルノミ」という認識である。正貨と紙幣の価格差は物価変動の原因であるから、紙幣の制は不可ではないが、禍源を除去するためには紙幣通用の制を廃して、正貨通用にすべきであつて、正貨通用こそ抜本的な施策であると論じたのである。それでは正貨通用を行うにはどのようにすればよいか。「正金通用方案」は次の諸方策を示している。

第一は紙幣流通額は一億一千二百六十五万円であるが、十三年迄の消却額七百三十二万円の差額一億五百三十三万円を正貨と交換し、消却することである。

第二、この巨額の紙幣を正貨と交換するということは不可能なことであるが、国民経済を安定させるためには不可欠の問題であるから、これを外国債によつて処分しようという計画である。明治六年家禄処分のために七分利付外国債二百四十万匁を英国で募集したが、甚だ好評であつたので、したがつて、売価実額一千万匁、邦貨五千万円の外国債を募集するというのである。英国の金利は低下しているので六分利付外国債でも募集は容易であるから、七分利付として万全を期したのである。

第三には政府の準備金五千余万円中に国庫に現存する金銀貨幣および地金と銅貨が千四百一十萬円、この外に人民貸与中より本年度返却分三百四十九萬余円あるので、千七百五十萬円は紙幣と交換しうる。したがって外債五千萬円と合して六千七百五十萬円の紙幣を消却しうることとなる。

第四には銀行抵当の公債証書を金札引換証書に変更させることである。銀行設立は秩祿、金祿等の公債を抵当としていたのであるが、これを金札引換公債に抵当換することにある。各国立銀行の抵当公債価格は三千四百四十二萬余円であるから、金札引換公債にかえると三千四百四十二萬余円の紙幣を消却しうることになる。第一、第二項の正貨による紙幣消却分を差引いた残存紙幣額は二千七百三十三萬円に過ぎないから、本年度中に剩残した備荒儲蓄金九十余万円を金札引換公債証書にかえることとすれば、銀行抵当分の変更は二千六百四十三萬円となり、前述のように金札引換公債証書で抵当換すれば、全紙幣額を消却しうることとなる。叙上の計数は次のようである。

金札引換公債ヲ以テ引揚ル紙幣ノ総額	二七、三三〇、〇〇〇円
正貨ニ交換シテ引揚ル紙幣ノ総額	七八、〇〇〇、〇〇〇円
紙幣引揚ノ総額	一〇五、三三〇、〇〇〇円
流通紙幣ノ総額	一〇五、三三〇、〇〇〇円

第五、以上の正貨交換と金札引換公債による消却法とを併用すれば、後者分の二千七百三十三萬円は流通過程から姿を消すこととなり、その分だけ通貨が減少することになる。したがって商工業に不利になるではないかという疑問があるが、正貨が通用するようになれば、隠匿された新鑄造貨幣（五千二百七十一萬円）が流通過程に出廻るにいたるので、一億四千七百十七萬円となり、さらに退蔵された分があるので、これを合すると二億八百八十五萬円の巨額に

達し、通貨乏少の憂はないのである。

これが大隈の通貨改革計画の骨子であつた。ここで残された問題は外国債と金札引換公債の利子支払の問題がある。外国債五千万円の利子年三百六十八万円と二千七百三十三万円の金札引換公債の利子百六十四万円計五百三十二万円の利子は新に政府財政より支出分となる。これは現在の財政では支弁しえないものであるから、支弁方法として増税しようというのである。増税では酒税の増額が考えられる。醸造税を一石一円から三円に増額すると千四百九十九万円の税収をえられる。これは重税であるから醸造の二割減と仮定しても千百三十五万、現行の酒税五百八十五万円に対して六百六十二万円の増加であるから、これを國債の利子消還に充当すれば解決しえられるとする。

しかし、外国貿易収入において毎年平均六百余万円の輸出超過となり、国内金銀の減少をきたしているのに新に外債募集をすれば、そのために年々巨額の利子を海外に支出することになるので、これは金銀輸出入の不均衡をさらに助長されることとなるであろう。この批判を予想して大隈は、新募外債の利子は三百六十八万九千円であつて、金銀出超に附加されるようにも考えられるが、旧外国公債の金償の期が来年（十四年）であるから、十四年以降には七十余万円の減少するので、差引二百九十余万円となる。「僅々貳百余万円ノ金銀輸出ヲ増加シテ以テ世運ノ為メニ紙幣通用ヨリ生スル此等ノ不利ヲ除去スルヲ得ハ是レ豈得多シテ損少キ者ニアラスヤ。利弊相ヒ伴フハ世事ノ常數ニシテ邦國為政ノ貴ニ任スル者は唯輕重如何ヲ計較深慮スベキ」ものであつて、正貨流通をもつて紙幣流通に代えれば、貿易收支において出超となり金銀の流出があれば、国内の金銀の減少は物価の下落となり、物価下落の結果は金銀の流入となるので、紙幣流通より正貨流通に改革すべきであると主張したのである。

さらに貿易收支の不均衡の原因は、不平等条約にもとづく海関税則が日本には不利となつているから、この税制改

革によつて、輸入税の増額と輸出税四分を廃止することによつて、貿易の均衡も実現するのである。したがつて、何よりも第一に正貨通用の政策を断行することであると強調したのである。

(1) 「松菊木戸公伝」下巻第十章および「文世上より親たる大隈重信侯」二六六、二六七頁参照

(2) 「通貨ノ制度ヲ改メン」ヲ語フノ議」「大隈文書」第三卷四四四頁

(3) 「自由党史」第四編第一章

(4) 同 右

(5) 同 右

(6) 大石嘉一郎「松方財政と自由民権家の財政論」(商学論集)第三〇卷第二号論文中の「財政危機に対する民権派諸誌の

論調」参照

(7) 「大隈文書」第三卷四四五頁

四

この「通貨改革の議」は太政官に提出され、太政官は右建議を大藏卿佐野常民に諮問したのである。これに対して佐野大藏卿は大隈見解を支持する立場に立ちながらも、次のように批判し、修正を行つた建議をしたのである。

「今俄ニ五千万円ノ外債ヲ募ルノ点ニ至テハ即チ無利無期ノ内債ヲ以テ有利有期ノ外債ニ変スルノ謂ニシテ、画策ノ如ク将来果シテ償還シ得ルヤ否ヤノ事ニ於テ深く考慮セサルヘカラス。且ツ国会ノ設立ヲ主張シ、噴々己マサルノ今日ニ在テハ奇貨口実トシテ、為ニ非常ノ変動ヲ醸成スルモ測ルヘカラス。此亦深く顧慮セサルヘカラサルナ

リ。因テ審按スルニ、紙幣変動ノ実因ハ大隈参議言フ所ノ如ク、輸出入ノ不平均旧ニ仍リ許多ノ正貨ヲ以テ其替ヲ補フコト今ニ至ルマテ絶ヘサルニ依リ、且ツ紙幣多額ノ致ス所タリ。故ニ之ヲ救済スルニハ、正貨通用ノ制ニ若クハナシト雖モ、既ニ前述スルカ如キ時勢ト難事トヲ觀察スルトキハ、寧ロ變通ノ考按ヲ以テ之ヲ救済スルヲ可トス。」

佐野大隈卿は国会開設の要求が民間有志よりたかまつているとき、五千万円の外債による紙幣消却は政府に対する論難口実となり、政府の存立に重大な影響があるので、「變通ノ考按」をもつて紙幣消却を行ふべきであると答申した。「變通ノ考按」とは何か。

佐野大隈卿の計画では、第一に「千五百万円ヲ輸出物品ノ先払代価トシテ外債ニシ、貿易上不平均ノ差額補充ノ用ニ供シ、併テ輸出増進ノ資ニ転用スルコト」⁽²⁾。外債(年六分利三ヶ年据置、四ヶ年目ヨリ十五ヶ年間償還)をもつて輸出増強の資とし、貿易収支の均衡をはかり、銀貨の騰貴を抑制せんとするものである。第二に紙幣四千六百万円を五ヶ年間に消却すること。このためには、金札引換公債証書をもつて、一ヶ年七百万円づゝ、三ヶ年分二千百万円、歳入の余額をもつて、一ヶ年三百万円づゝ、五ヶ年分一千五百万円、「減債方案」すなわち「国債紙幣鎖却方法」にしたがつて、歳入よりの繰入金と減債基金の利子で国債紙幣を消却していくもので、この方法によつて一ヶ年平均二百万円づゝ、五ヶ年間一千万円、以上合計四千六百万円が消却されることになる。さてこの外国債と金札引換公債の償還には酒類税則を改正し、その増収分で償還することとする。

要するに、「小額ノ外債(千五百万円―筆者)ヲ以テ、貿易上ノ不平均ヲ調和シ、又四千六百万円ノ紙幣ヲ消却シ、其他五箇年間ニ興ル所ノ事業即チ物産ノ増殖、海関税則ノ改正、外国旧公債償還(十四年度限り)等ヲ加算スルト

キハ全治ノ效ヲ奏スル未タ必スシモ久遠ト謂フヘカラサス⁽³⁾というものであつて、基本的には大隈の財政政策を継承しながらも、外債調達を直接に紙幣消却にあてず、貿易不均衡是正を目的とし、銀価の騰貴抑制に重点をおいたものである。

この「正金通用方案」ならびに佐野修正案は閣議において紛糾し、あるいは亡国論となす反対意見があつて、ついに明治天皇の下問があつて諸省卿の意見が徹されたが、賛否相分れてついに実現をみなかつた。⁽⁴⁾とくに理論的に反対意見を表明したのは、内務卿松方正義であり、明治十三年六月「財政管窺概略」において、「參議大隈重信カ貨幣ノ制度ヲ改ムルノ議理ニ就キテ之ヲ考フレハ固ヨリ貨幣ノ常則クテ、故ニ其之ヲ言フヤ甚ク易ク而シテ善シ。然レトモ大ニ實際ニ適セス時勢ニ違フ、故ニ其之ヲ行フヤ甚ク難ク而シテ危フシ、就中外債ノ事クル始メニ易クシテ終リニ難シ⁽⁵⁾。」と大隈財政を批判し、反対の急先鋒となつたのである。

この外債可否の論争は天皇親裁を仰ぐこととなり、ついに「外債ノ最今日ニ不可」という裁断によつて、この「正金通用方案」を廃棄されることとなつたので、大隈は財政改革を新たな立場から練り直さねばならなかつた。かくして明治十三年の「財政改革ノ議」となつたのである。

(1) 『明治財政史』第十二卷二二二頁

(2) 『明治貸政考要』(明治前期史料)第十三卷二六七頁

(3) 『明治財政史』同右二二六頁および『明治貸政考要』二六八頁

(4) 『佐々木日記』(六月二日)によれば、大隈案に同意したのは參議では黒田、西郷、川村、寺島、反対は大木、伊藤、山縣、山田、井上であつた。各省卿では大山、板本、田中が賛成し、松方、佐野、河野、山尾が反対したといわれる。

「文書上より観たる大隈重信侯」二四三頁。概して長州派の參議および省卿は反対し、薩州出身者が反対であつた。渡辺
幾治郎「大隈重信」二〇頁參照。「大隈文書」第三卷解題五〇二、五〇三頁參照。

(5) 『松方伯財政論策集』（明治前期史料）第一卷五三三頁

五

「財政改革ノ議」は明治十三年九月ごろ提出されたもので、⁽¹⁾參議伊藤博文との協力によつて作成されたものであり、「勤儉ヲ本トシ、經濟ノ方法ヲ定メ、内閣諸省ト熟議シテ之ヲ奏セヨ」との明治十三年五月の詔勅の線に副つて考案されたものと考えられる。

當時の國家財政の問題点として、國家歳計の均衡と紙幣消却の二点であつた。國家歳計の均衡が解決すれば紙幣消却の方策も講じえられるものであつて、「經濟上ノ現状ヲ改良シ、通貨ノ變動ヲ救済スルノ第一着方ハ銳意シテ歳出ヲ減シ、出入ヲ計較シテ歳入上ニ若干ノ余裕ヲ生セシムルニアリ」⁽²⁾とするのである。「一タヒ歳入上ニ若干ノ余裕ヲ得ハ、之ヲ以テ或ハ紙幣銷却ノ資ニ増加スルモ、或ハ外國荷為替其他ノ方法ニ因テ正貨ヲ購入シテ紙幣ノ準備ヲ増加スルモ、固ヨリ爾後廟議ノ選択スル所ニ依テ容易ニ經濟ノ措置ヲ施為スルヲ得」⁽³⁾と述べている。財政の困難を通貨問題にまとめてきた大隈は一転して、國家歳計の均衡によつて紙幣問題を解決を考案するにいたつた。政局認識に対して敏であつた大隈の政策の柔軟性は伊藤の協力をえて、松方の「財政管窺概略」の内容もおそらく考慮したこの財政改革案にあらわれているようにも思われる。

歳入出の均衡からえられる余裕を一千万円においた。この一千万円をうるためには如何なる財政上の配慮を要する

か。

第一には税法改正である。酒類税則（明治十三年九月二十七日布告第四十号により酒造税則設定）および煙草税則（明治十五年十二月二十七日煙草税則設定、同十三年中の改正は見送られた）改正により四百万円（酒税収であり煙草の分を含みます）の増収をはかること。第二に府県の理財法の改正である。地方税に所屬すべきもので国税によつて支出されているものがある。(一)府県土木費（八十五万三千五百円）、(二)府県營繕費中庁倉營繕費（十四万九千五百七十四円）、(三)監獄營繕費（十五万百二円）、(四)府県監獄費（百二十二万七千十円）、(五)府県経費中雜給（六十四万六千二百四十九円）、庁費（三十五万七千七百三十六円）、地史編輯費（三万八千円）、地籍編輯費（千円）、招魂費（八千五百三十四円）、雜件（一万七千五百三十六円）計百六万九千五百五十五円支出の全廢、(六)土木費補充の半減して十八万六千五百八十四円、總計三百六十九万五千八百二十五円の支出を廢止すること。ただし、警察費は国税により支弁する額百六十万五千八十四円余を増加のため差額は二百九万七百四十一円の國庫支出減とする。國庫支出減は地方税の増額を必要とするので、このため營業税雜種税の外に地方特別税として地価割五分一を解除して府県会の議決で自由裁量にすること。さらには道路河渠山野の開発のためには地方債を許すこと。

第三には正貨收支の均衡である。このためには正貨支出を制限することであつて、政府各機関において正貨を要する費途の總額を三百五十五万七千三百十円とし、外債の元利百六十三万八千六百二円と金札引換公債元利年平均四十万円を差引いた残額百五十一万三千百二十八円をもつて外国人の雇傭、官吏の外国派遣、外国品の購入にあて、これが超過を制限した。

各機関の正貨必要額の申請分は三百五十九万九百七十五円であるから、百五十一万余円の割当を超過すること二

酒類税則改正により	4,000,000 円
地方理財法改正により	2,090,741
正貨収支の均解	1,630,507
政府経費節減	1,500,000
計	9,221,248

百七万八千余円となつてゐる。この二百七万八千余円中には起業基金の支出分四十四万八千三百四十円を控除すれば、百六十三万五千七百七円が支出予定である。この費額をどのようにして減省するか。それは費途中に最も巨額な支出分は諸機械物品購入費であるから、官営工場の払下によつて右の支出を抑制しようとし、官業の払下が強調されている。

第四は各庁経費の減少であつて、「務メテ不急若クハ重複ノ事業ヲ廃止シ、或ハ局課ヲ分合廃置シ、事務ヲ減縮スル等ノ処分ヲ以テ一層ノ節減ヲ行フ」べきであるとし、百五十万円の節減を目標においたのである。

以上の計画を実行すると上表のように九百二十二万一千余円となり、ほぼ一千万円の歳入上の余裕をみるることとなるので、至急の裁令を仰ぎたいと結んでゐる。

(1) 「大隈文書」第三卷解題参照

(2) (3) 同右四五六頁

六

大隈の財政政策は西南戦争による通貨の膨脹をめぐつて、物価騰貴を紙幣の増発の結果としてではなく、貿易収支の不均衡による洋銀の騰貴に原因を求め、洋銀の騰貴を抑えるためには貿易収支の改善を第一的とし、その容易に解決しえないところから、紙幣消却と外債によつて正貨流通量を増し、物価騰貴を抑えんとしたのである。

太政官は大隈の政策を支持してきたが、彼の政策がいづれも弥縫策にすぎず、いづれも失敗したところから、伝家の宝刀ともいうべき毒を以て毒を制する方策、大隈の財政政策はこれまで外国勢力を利用して内政問題を解決しようとしたが、この外債案もついに太政官の採択されることとはならなかつた。これはこれまでの大隈の財政政策の破綻が政府部内の反対勢力をつよめ、民権派の大隈財政の論難攻撃はさらに太政官内での大隈の立場を不利にしたものと考えられる。ただ辛うじて、伊藤の協力をえ、当時政府部内の政策意見の最大公約数を具体化した「財政改革ノ議」によつて、経済危機の打開がはかられるにいたつた。しかし、これは大隈財政政策の限界を意味するもので、やがて明治十四年の政変によつて、松方財政に代置されることとなるのである。

外債案は採用されなかつたが、大蔵省は具体的にどのような政策をすすめていつたかをみよう。「財政改革ノ議」にもとづいて、第一に明治十三年九月二十七日第四十号布告をもつて酒造税則を改正し、税率を二倍に引上げ、その増取額をもつて紙幣消却の元資にあてるようにしたこと。さらにまた、第二に同年十月二十七日第四十七号布告をもつて、金札引換公債条例を改正し、紙幣の消却を行うこととしたのである。この公債は政府紙幣を交換支消するため発行し、其元利金共正貨をもつて支払う（同条例改正第一条）もので、各種証券券面の金高の紙幣と金札引換公債証書と交換（同上第三条）しうることにし、紙幣消却のために条例を改正したこと。

第三には明治十三年十一月五日には、第四十八号布告を發布し、歳計を節約し紙幣消却の元資を増加するために、地方政務に影響があるので地方税を改正したこと、第四には各中央官省に経費節減を令達し、財政改革の趣旨を徹底させたこと。第五には「工業勧誘ノ為メ政府ニ於テ設置シタル諸工場ハ……官庁ノ所有ヲ解キテ之ヲ人民ノ營業ニ帰スベキモノ」として、官営工場の払下処分を内務・大蔵・陸・海軍・文部・工部・開拓使へ令達したこと。

明治13、14年度歳入出決算比較

歳入	明治13年度		明治14年度		増減	歳入	明治13年度		明治14年度		増減
	明治13年度	明治14年度	明治13年度	明治14年度			明治13年度	明治14年度	明治13年度	明治14年度	
租税	55,262,421	61,675,927	+ 6,413,505		還債	6,240,291	12,136,583	+ 5,896,292			
海關	2,624,177	2,569,666	- 54,511		内債	2,981,361	4,184,113	+ 1,202,751			
酒造	42,346,181	43,274,031	+ 927,850		外債	1,258,929	952,470	- 306,458			
郵便	5,511,335	10,646,163	+ 5,134,827		國債	2,000,000	7,000,000	+ 5,000,000			
其他	1,423,728	1,659,679	+ 235,951		消費	16,180,281	15,610,538	- 569,742			
其	3,357,000	3,526,388	+ 169,388		利息	11,042,975	1,523,491	+ 480,516			
業	2,104,329	2,146,697	+ 42,367		及	533,442	487,444	- 45,998			
益	669,822	481,887	- 187,935		皇	24,159,465	22,599,468	- 1,559,997			
收	58,036,573	64,304,512	+ 6,267,938		給	95,454	28,000	- 67,454			
經常					諸	3,025,630	525,205	- 2,500,425			
收入					費	5,231,059	3,816,083	- 1,414,975			
合計					木	2,628,274	2,343,843	- 284,430			
納	663,334	637,375	- 25,959		料	129,985	143,049	+ 13,063			
入	4,667,346	6,547,992	+ 1,880,646		費	1,052,291	1,200,000	+ 147,708			
合計	5,330,680	7,185,367	+ 1,854,689		蓄	60,319,152	60,413,709	+ 94,557			
臨時					計	1,397,932	1,705,182	+ 307,250			
歳入					出	1,393,811	4,482,283	+ 3,088,471			
合計	63,967,254	71,489,880	+ 8,122,625		資本	30,000	4,859,144	+ 4,829,144			
					出	2,821,744	11,046,611	+ 8,224,866			
					合計	63,140,896	71,460,320	+ 8,319,424			

備考 「歳入出決算報告書」(明治14年度) 明治前期財政經濟史料集成 第5巻による。

第六には紙幣消却の基金としての準備金の充実。第七には外国債元利償還、在外公館経費、外国派遣官吏および留學生経費、外国人給料、外国品購入代等にも正貨支払の節減をはかったこと。上述のように政府は総力をあげて、紙幣消却を主目的とした財政改革を断行したのである。

雑入	5,810,566
減債繰入	1,714,010
開拓使兌換証券 引換金返納	2,500,000
皇城建築献金	65,978
藏噴追徴金	134,460
雑収	1,192,790

「歳入歳出決算報告書」(明治14年度)
歳入明細表による。

この結果を「歳入出決算報告書」(明治十四年度)によると別表(明治十三年、十四年度歳入出決算比表)の如くになっている。經常収入では酒税の大幅な増収と諸雑税の増収と臨時部においては雑入の増加が目立っている。雑入の内訳は上掲表のようになっていて、歳出をみると国債償還と紙幣消却が大幅に増加していることであつて、經常支出の三一%を占めており、両者の比重とくに紙幣消却に力点がおかれたことが理解されるのである。

このような政府の努力にもかかわらず、銀貨と紙幣の差は縮まらなかつたのである。左表を参照されたい。

銀貨1円に対する紙幣価格

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
明治13年	1.36	1.38	1.43	1.54	1.37	1.36	1.37	1.38	1.48	1.65	1.68	1.65	1.47
14年	1.72	1.74	1.77	1.79	1.62	1.62	1.62	1.62	1.69	1.73	1.69	1.69	1.69
15年	1.70	1.65	1.55	1.54	1.55	1.56	1.56	1.65	1.61	1.58	1.48	1.39	1.57

紙幣消却は「財政改革ノ議」に示された計画にもとづいて急激に進められたのであるが、前掲の銀貨価格の変動にみるように明治十四年にいつても騰勢傾向を示すにいたつた。大隈財政に対する政府内外よりの批判が急激に高まつている際でもあり、紙幣消却の「完整」は緊急を要することであつた。ここに新構想をもつて紙幣消却完整を企圖したものが「公債ヲ新券シ及ヒ銀行ヲ設立セン事ヲ請フノ議」⁽¹⁾である。参議伊藤博文の協力を得て、明治十四年七月末に建議されたものであつて、この建議では通貨運用に自由伸縮性をもたせることであつて、新公債と中央銀行設置によつて紙幣消却と結びつけようとすることをねらいとしたのである。それは「緊要ナルニ様ノ処置」といわれるもので第一としての紙幣消却公債の発行であり、「今一層多額ナル紙幣ノ消却ヲ速ニシテ以テ現時ノ通貨カ世間ノ需用ニ超過スルヤ將タ適応スルヤヲ檢按シ若シ果シテ超過スルキハ之ヲ隠蔵シテ流通額ヲ減殺シ若シ適応スルキハ之ヲ縦ルシテ其疏ヲ遂ケ世間ノ需求ニ応シテ自由ニ伸縮スルヲ許ルシ……海外ノ金銀ヲ邦内ニ誘入シ之ヲ儲存シテ紙幣ノ交換ニ充備シ何時ニテモ政府ノ意ニ隨ヒ正金ニ変シ得ヘキノ準備ヲナシ斯クシテ尚ホ一層通貨ノ信用ヲ倍加セシメル方案」⁽²⁾であつて、第二に貨幣運用の機関として「一大正金銀行」すなわち中央銀行を設立しようという構想であつた。

この方案によれば紙幣消却のための新公債の募集金額を五千万円とし、紙幣応募正金償還方式と正金応募紙幣時価評価替による公債証書発行方式を併用し、外国人の応募をも認めたことはこの公債のもつとも著しい特徴であつた。要するにこの紙幣整理公債ともいへべきものは、公債と通貨の自由交換方式をとることにより、通貨運用の妙をねらいとしたものである。

しかし、この公債をして十分その機能を果させるには正貨の十分な蓄積があつてこそ可能であるから、第二として中央銀行の設立を構想するのである。それでは正貨不足に悩む現時点において如何にして正貨を蓄積しようというの

であろうか。建議は「市場貿易ノ景況ニ從ヒ外国為換料ヲ高低シテ正金ヲ集散シ其濫出ニ幾分ノ控制ヲ与ヘ又広ク海外ノ各地ニ為換ノ組合ヲ為シ邦商ヲシテ外国銀行商ノ抑制ヲ免レシムル」ことによつて正貨の蓄積が可能となるというのである。この機能は横浜正金銀行がもつてはいるもの、⁽³⁾「規模結構ノ狭少」であるから、これを吸収した中央銀行を設立し、兌換銀行券の発行によつて通貨の安定を促進しようとするものであつた。この両策こそ「最モ安全ニシテ危険ナキ一挙兩全ノ得策」としてその裁可を要望したものである。この建議は八月一日裁可せられたが、同年十月の政変あり大隈の失脚退陣にともない成果をみることなく葬りさられたのである。

(1) 「大隈文書」第三卷五七二頁以下参照

(2) 同 右

(3) 同 右

七

これまで西南戦争後の悪性インフレーションの克服という面に焦点をあわせて、大隈の財政政策の推移を見てきたが、この政策過程のうちには松方財政に転換する必然性が看取されると思われる。要するに大隈は物価騰貴・洋銀貨の騰貴を紙幣増発の原因とする見方を排除し、国際収支の均衡と国家財政の均衡に焦点をあわせ、その結果によつて紙幣整理という政策体系をうたたて、実行してきたのである。したがつて紙幣整理に直接焦点を合せたものではなかつた。これらの政策が行づまるにつれて紙幣整理に重点をおかざるをえなくなるが、これは大隈の経済政策体系の根

本的な改変であつて、それは松方財政への橋渡的な意義をもつものにすぎなかつた。

大隈財政の特徴は機を見て応急の対策として具体化されるところにある。派閥抗争の維新政府にあつて、大久保利通のように、また松方正義のように首尾一貫した政策を展開しえたのは強力な藩閥の支持があつたことにもよるが、そういう点で大隈は薩長藩閥の勢力均衡をたくみに利用した政治力をもつて財政政策を展開したため、政策に一貫性を欠くうらみがあつた。大隈の財政政策の行きづまりは政策の基調としての事実認識の誤謬にあつたが、これを巧みな政治力をもつて打開してきた。そして自分の政策をたえず批判者の批判を自己の政策体系にくみいれるに敏であつたが、これもついに外債による紙幣消却論で壁につきあたつたのである。ここに大隈は大きく政治問題と結びつけ、国会開設論に踏みきるのであるが、これこそ毒をもつて毒を制する大隈の巧妙な政治家として才幹を認めるのである。さらに大隈の才幹として開明的な視野をもつていたことである。外債による紙幣消却案といい、国会開設の意見といい、かれの視野の柔軟さと広さを示すものであろうが、自由民権運動の旗印である国会開設をめぐる政府部内の認識からくる派閥抗争は開拓使の払下げ問題とふかくみらみあい、薩長派によつて退陣を強いられ、明治十四年の政変となるにいたつたが、外見上は政治問題として処理されているもの、その根柢には大隈財政の失敗があつたことは少くとも上述した大隈の財政政策の展開を分析すると当然の帰決として抽出される結論であらう。したがつて、明治十年代の悪性財政インフレーションは明治十四年十月の政変を転換点として松方財政によつて克服せられることを展望しつゝ、結びとしよう。